

# ひとり親福祉のしおり

～ひとり親家庭のお母さん、お父さんへ～

## 相談窓口

いつでもお気軽にご相談ください。相談はすべて無料です。個人の秘密は守られます。[]内は相談受付時間です。

### 1. 山形県ひとり親家庭応援センター

◎ひとり親家庭の子育てや生活、就労、経済などの様々な相談をお受けし、問題解決のお手伝いをしています。来所相談、庄内での出張相談、電話やFAXでの相談のほか、メールによる相談にも応じています。今年度よりLINEでのご相談も可能になります。詳細につきましてはホームページをご参照下さい。また、法律相談が必要な方には、顧問弁護士の紹介や相談の際の同行も可能です。

山形市小白川町2-3-31 県総合社会福祉センター3F  
TEL 023-633-1037 [月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)]  
FAX 023-633-0961 メール yamagata-bosiren@deluxe.ocn.ne.jp



HP



LINE

↑ちやうどいふやうに

#### ■ 出張相談会（庄内地区）

日時：5月14日（木）、9月15日（火）、11月11日（水）10:00～15:00

場所：庄内総合支庁 2F 会議室 ※事前の予約をお願いします。

お知らせ

### 家庭生活支援員が無料で家事や子育てのお手伝いをします！

ひとり親家庭の親がけがや病気、急な仕事などで家事や育児ができないとき、家庭生活支援員が子育てや生活を無料でお手伝いをします。詳しくはP3「ひとり親家庭子育て生活支援事業」をご覧ください。

### 2. 県総合支庁ひとり親福祉担当課、市町村ひとり親福祉担当課

ひとり親福祉等に関する窓口です。詳しくは13,14ページの問合せ先一覧をご覧ください。

### 3. 母子・父子自立支援員

県総合支庁ひとり親福祉担当課や市福祉事務所（福祉担当課）で、ひとり親家庭や寡婦の皆さんの相談相手となって、問題解決のお手伝いをしています。電話相談、訪問相談も実施しています。詳しくは13,14ページの問合せ先一覧をご覧ください。

### 4. 民生委員・児童委員

あなたの身近な地域で、くらしや子どもについての心配ごとの相談相手になってもらえる方々です。自宅に「民生委員・児童委員」という表札を掲げています。分からないときはお住まいの市町村の福祉担当課にお聞きください。

### 5. 児童相談

こどもの養育、しつけ、障がいなど、子どもについての相談は、各市町村児童福祉担当課のほか、次の窓口でも受け付けています。

◎ 福祉相談センター：山形市十日町1-6-6 (TEL 023-627-1195) [月～金 8:30～17:15]

◎ 庄内児童相談所：鶴岡市道形町49-6 (TEL 0235-22-0790) [月～金 8:30～17:15]

- ◎ 家庭児童相談室：市児童福祉担当課や県総合支庁ひとり親福祉担当課にあります。
- ◎ 児童家庭支援センター「シオン」：鶴岡市下川字窪畑 1-288(TEL 0235-68-5477)  
[月～土 9:00～18:00 (緊急時は24時間)]
- ◎ こども家庭支援センター「チェリー」：寒河江市字下河原 224-1 (TEL 0237-84-7111)  
[月～土 9:00～17:00 (緊急時は24時間)]
- ◎ 親子のための相談 LINE：子育ての不安などの子どもや子育てに関する悩みについて幅広く相談を受け付けています。  
[月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く) ※相談入力は24時間可能]



← こちらからどうぞ。または「親子のための相談 LINE」で検索

## 6. 地域子育て支援拠点 (地域子育て支援センター)

子育て親子が交流を行う場所を開設し、子育て全般についての相談や情報提供等の援助を行う施設です。(電話相談も可)

実施の有無など詳しくは、お住まいの市町村の児童福祉担当課へ

## 7. 女性相談

女性の様々な問題について、相談を通して問題解決のお手伝いをしています。

- ◎ 女性相談支援センター：山形市十日町一丁目6番6号  
(TEL 023-627-1196) [月～金 8:30～17:15]
- ◎ 女性相談支援員：県総合支庁ひとり親福祉担当課や市福祉事務所で相談をお受けしています。
- ◎ 女性のためのSNS相談窓口：LINEで気軽に相談してみませんか。  
特定非営利活動法人 ほっと [月～土 10:00～18:00 祝日・年末年始除く]

こちらからどうぞ→



## 8. その他

- ◎ ひとり親家庭の方からの困りごと相談 (電話相談) を行っています。お気軽にご相談ください。  
→母子生活支援施設 むつみハイム (TEL 023-632-5075) [毎日 10:00～20:00]
- ◎ 日常生活の中で抱えるさまざまな悩みや不安について、相談員が問題解決のお手伝いをしています。専門相談 (法律相談、こころの相談) も行っています。(専門相談は予約が必要です。お問い合わせください。  
→チェリア相談室 山形市緑町 1-2-36 (遊学館2階) (TEL 023-629-8007)  
[月・火・水・木・土 9:00～17:00、金・日・祝日 13:00～17:00  
(毎月第1・第3・第5月曜日・毎月第3日曜日・年末年始を除く)]
- ◎ 男性だからといって一人でさまざまな悩みを抱え込んでいませんか。男性相談員があなたの悩みをお聞きします。  
→男性ほっとライン (TEL 023-646-1181 電話相談のみ)  
[毎月第1・第2・第3水曜日 19:00～21:00 (年末年始を除く)]
- ◎ 法テラスでは、法的トラブルの解決に役立つ法制度や相談窓口等を無料で情報提供しています。また、収入等が一定額以下の方に対して無料の法律相談や弁護士等の費用の立替え (事前審査があります) を行っています。養育費等についてお悩みのときは、是非ご利用ください。  
→法テラスサポートダイヤル TEL 0570-078374 [平日 9:00～21:00、土曜 9:00～17:00]  
法テラス山形 TEL 0570-078381 [平日 9:00～17:00]
- ◎ 法律相談については、市町村役場または社会福祉協議会でも実施している場合があります。(詳しくはお問い合わせください。)

## 養育費の確保に向けて

養育費の支払いは、親として当然の義務です。たとえ、無収入や自己破産の場合でも、養育費を負担する義務はなくなりません。養育費の取り決め内容は、書面によりできるだけ具体的に記載し、父母が署名するようにしましょう。養育費の支払いの約束が守られないときは、法的な強制力で養育費を確保することもできます。また、令和8年4月1日施行の民法等の改正により、親権や養育費のルールが、こどもの利益を確保するために見直されています。弁護士による無料の法律相談等を利用しましょう。

- ◎ 山形県精神保健福祉センターでは、心の健康に関する相談に応じています。
  - 心の健康相談ダイヤル TEL 023-631-7060[9:00~12:00、13:00~17:00(土日祝日・年末年始を除く)]
  - 心の健康インターネット相談



← こちらからどうぞ。または「山形 心の健康 インターネット相談」で検索  
または、山形県精神保健福祉センターHPからアクセス

## しおりを利用される方へ

このしおりは母子家庭、父子家庭、寡婦の方が利用できる制度などを紹介したものです。制度などの名称の前に付けている印により、対象となる方が異なりますのでご注意ください。

「♥」: 母子家庭が対象 「♣」: 父子家庭が対象 「◆」: 寡婦が対象

- (注) 母子家庭 … 配偶者のない女子と現にその扶養を受けている20歳未満の児童のいる世帯  
父子家庭 … 配偶者のない男子と現にその扶養を受けている20歳未満の児童のいる世帯  
寡 婦 … 配偶者のない女子であって、以前、上記母子家庭の母であった方



## 子育て・生活



ひとり親家庭のお母さん、お父さんの子育て・生活を無料でお手伝いします。

### ♥ ♣ ひとり親家庭子育て生活支援事業

中学校修了前の児童を養育しているひとり親家庭のお母さんやお父さんがけがや病気、急な仕事、冠婚葬祭などで、一時的に家事や育児ができないとき、家庭生活支援員がこどもの預かりや生活のお手伝いをします。

さらに、小学校修了前の児童を養育しているひとり親家庭のお母さんやお父さんが、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる等(所定内労働時間の就業を除く。)の定期的に支援が必要な場合にも、家庭生活支援員がお手伝いをします。

#### 利用の手順

- ①まずは登録 →住所地の市町村ひとり親福祉担当課に登録。
- ②申込み →山形県母子寡婦福祉連合会に電話等で申込み。(TEL 023-633-0962)
- ③事前打合せ →家庭生活支援員が決まったら、事前に支援内容等を話し合います。
- ④家庭生活支援員がサポート
  - ・子育て支援の場合
    - …こどもを家庭生活支援員の家等で一時的にお預かりしてお世話をします。  
※保育に関する資格等を持った家庭生活支援員がお手伝いします。
  - ・生活援助の場合
    - …食事の世話、掃除、生活必需品の買物などをします。  
※ホームヘルパー等の資格を持った家庭生活支援員がお手伝いします。

詳しくは、お住まいの市町村のひとり親福祉担当課へ

## ♥ ♣ 面会交流支援事業

別居しているお父さんやお母さんとお子さんとの面会交流について、第三者機関（面会交流支援虹の会やまがた）を利用した支援を行います。1年間のみ費用が無料になります。支援内容や条件など、詳しくはお問合せください。

詳しくは、(特非) 面会交流支援虹の会やまがたへ  
TEL 080-3329-2919 〔月～金9:30～16:30〕

## ♥ ♣ こどもの生活・学習支援事業

ひとり親家庭のこどもを対象にした学習塾を開催し、学習指導を行います。参加費は無料です。参加希望の方は、事前に実施団体に申込みが必要です。学習会の日時や場所など、詳しくはお問い合わせください。

実施の有無など詳しくは、お住まいの市町村の児童福祉担当課へ

## ♥ ♣ 保育所・認定こども園

就労等で、日中家庭でこどもの保育をすることができない場合に利用できます。ひとり親家庭のこどもが入所する場合、優先的に入所できる場合があります。

また、保育料の減免制度（所得要件あり）が受けられます。

詳しくは、お住まいの市町村の児童福祉担当課へ

## ♥ ♣ 病児・病後児保育

お子さんが体調を崩したときに、家庭でこどもの保育ができない場合に利用できます。

実施の有無など詳しくは、お住まいの市町村の児童福祉担当課へ

## ♥ ♣ 一時預かり・休日保育

一時預かりは、保護者の疾病、育児疲れ等により、家庭でこどもの保育が一時的にできない場合に利用できます。

休日保育は、日曜・祝日等の休日に、家庭でこどもの保育ができない場合に利用できます。

実施の有無など詳しくは、お住まいの市町村の児童福祉担当課へ

## ♥ ♣ 放課後児童クラブ

就労等により、放課後に保護者が家庭にいない場合に利用できます。ひとり親家庭のこどもが利用する場合、優先的に利用できる場合があります。

実施の有無など詳しくは、お住まいの市町村の児童福祉担当課へ

## ♥ ♣ ファミリー・サポート・センター

育児等の援助を受けたい人（依頼会員）に対して、行いたい人（提供会員）がこどもの預かり、送迎等を行っています。援助を受ける場合は、センターへの申込みが必要です。

実施の有無など詳しくは、お住まいの市町村の児童福祉担当課へ

## ♥ ♣ 子育て短期支援事業

### 《ショートステイ》

病気や出産、事故、冠婚葬祭などで、一時的に育児ができないときに、児童福祉施設等でお子さんのお世話をします。

### 《トワイライトステイ》

仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、一時的に育児ができないときに、児童福祉施設等で食事の提供等、お子さんのお世話をします。

実施の有無など詳しくは、お住まいの市町村の児童福祉担当課へ

# しごと

ひとり親家庭のお母さん、お父さんのお仕事探しに役立つ制度があります。



## ♥ ♣ ◆ ひとり親家庭就業・自立支援センター

ひとり親家庭の方を対象に就業支援相談員が就職に関する相談、就職に関する情報の提供を行うほか、就職に関するセミナー、パソコン講習会を行っています。

### ■ 就業相談

就業支援相談員が就業に関する電話相談や来所相談に応じ、アドバイスや情報提供を行います。メールでも受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

### ■ 就業支援講習会

就職準備や離転職に関する基礎知識を身に付けるセミナー及びパソコン講習会（基礎編）を行っています。

場所	日時
ゆめりあ (新庄市)	エクセルやワードなど、基礎から学習します。個別指導スタイルでご自身の進度に合わせて学べます。就活に必要なスキルを身につけましょう。 7/4 7/25 8/8 8/22 8/29 9/26 10/31 各土曜日 10:00～15:00
まなびの広場 星の家 (山形市)	10/17～11/28 各土曜日 10:00～15:00

### ■ 求人情報の提供

ホームページ「山形県ひとり親家庭就業・自立支援センター」に、求人情報を掲載しています。定期的に求人情報を更新しています。

詳しくは、山形県ひとり親家庭就業・自立支援センター（山形市）へ  
山形市小白川町2-3-31 県総合社会福祉センター3F  
TEL 023-633-2296 [月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)]  
FAX 023-633-0961 メール yamagata-bosiren@deluxe.ocn.ne.jp

## ♥ ♣ ◆ ハローワーク(公共職業安定所)

就職に関する相談や仕事の紹介を行っています。また、就職を希望する方へのハロートレーニング(公的職業訓練：下記参照)に関する情報の提供、受講あっせんを行っています。

マザーズコーナー(子育てをしながら働きたい方を応援する施設)が併設されているハローワークでは、キッズコーナー(お子様が遊べるスペース)を設けています。

詳しくは、最寄りのハローワークへ  
(電話番号は13ページの問合せ先一覧をご覧ください)

## ♥ ♣ ◆ ハロートレーニング(公的職業訓練)

ハロートレーニングとは、スキルアップにより就職の可能性を高めることを目的とした原則無料の職業訓練制度です(公共職業訓練、求職者支援訓練)。訓練科目は、モノづくり系、OAビジネス、または介護サービスなど多岐にわたっています。また、雇用保険を受給できない方に対しては、一定要件を満たす場合に職業訓練受講給付金が支給されます(訓練期間中に月10万円の受講手当支給)。さらに、託児サービス付き訓練も一部実施しています。なお、訓練を受けるにはハローワークでの求職申込が必要です。

詳しくは、最寄りのハローワークへ  
(電話番号は13ページの問合せ先一覧をご覧ください)

## ♥ ♣ ◆ マザーズジョブサポート山形・庄内

働きたいと思っているけどblankがあって不安に思っている方、いずれは働きたいけど仕事と家庭・子育ての両立ができるか悩んでいる方、そんな一人ひとりのニーズに応じた就業の総合相談窓口が、「マザーズジョブサポート山形」と「マザーズジョブサポート庄内」です。保育ルームやキッズスペースも併設されているので、近くに居ながら安心して相談を受けることができます。山形県とハローワークが子育てと就職をサポートします。

詳しくは、マザーズジョブサポート山形（山形市）・庄内（酒田市）へ  
（電話番号は13ページの問合せ先一覧をご覧ください）

## ♥ ♣ 自立支援教育訓練給付金

雇用保険制度の教育訓練給付を受けられない方でも、教育訓練講座を受講した場合に同様の給付が受けられる場合があります。受講前に、対象講座の指定を受ける必要があります。母子・父子自立支援プログラムの策定等により支援を受けている方が対象です。

【給付額】 受講料の60%

（上限20万円、専門資格の取得を目的としたもの場合は最大160万円

※修学年数×40万円）

教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した場合は受講料の85%

（上限60万円、最大240万円 ※修学年数×60万円）

実施の有無など詳しくは、町村にお住まいの方は最寄りの県総合支庁ひとり親福祉担当課へ  
市にお住まいの方は市のひとり親福祉担当課へ

## ♥ ♣ 高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母や父子家庭の父が、看護師や保育士など就職の際に有利となる資格取得のために専門学校などの養成機関で6カ月以上修業する場合に、生活費を支援するため給付金を支給します。児童扶養手当受給水準の所得の方が対象です。

【支給額】 市町村民税課税世帯：月額70,500円 / 非課税世帯：月額100,000円

※修業期間の最後の1年のみ以下の額

市町村民税課税世帯：月額110,500円 / 非課税世帯：月額140,000円

実施の有無など詳しくは、町村にお住まいの方は最寄りの県総合支庁ひとり親福祉担当課へ  
市にお住まいの方は市のひとり親福祉担当課へ

## ♥ ♣ ひとり親家庭生活応援給付金

高等職業訓練促進給付金の給付を受けて養成機関で修業している場合に、生活費を上乗せ（月額上限50,000円）支給します。

実施の有無など詳しくは、お住まいの市町村のひとり親福祉担当課へ

## ♥ ♣ ひとり親家庭住まい応援給付金

高等職業訓練促進給付金の給付を受けて養成機関で修業しており、民営借家で生活している場合に、賃貸料の補助（月額上限20,000円）を行います。

実施の有無など詳しくは、お住まいの市町村のひとり親福祉担当課へ

## ♥ ♣ ひとり親通学応援給付金

高等職業訓練促進給付金の給付を受けて養成機関で修業しており、居住地から養成機関までの距離が片道30km以上ある場合に、通学費の補助（月額上限20,000円）を行います。

実施の有無など詳しくは、お住まいの市町村のひとり親福祉担当課へ

## ♥ ♣ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（償還免除制度あり）

高等職業訓練促進給付金を受ける場合、養成機関への入学のための資金及びその後就職する際に必要となる資金について貸付を行います。取得した資格を活かして県内に就職した場合は償還免除の制度があります。

詳しくは、山形県社会福祉協議会（山形市）へ TEL 023-622-5805

## ♥ ♣ 高校卒業程度認定試験合格支援事業

高卒認定試験合格のための講座を受講し、これを修了したひとり親家庭の親又は児童に対して、最大15万円を支給します。受講前に、対象講座の指定を受ける必要があります。

実施の有無など詳しくは、町村にお住まいの方は最寄りの県総合支庁ひとり親福祉担当課へ  
市にお住まいの方は市のひとり親福祉担当課へ

## ♥ ♣ ◆ 母子父子寡婦福祉資金（技能習得資金）

母子家庭の母、父子家庭の父等が就職等に必要な知識技能を修得するために必要な経費に対し、無利子または低利（1.0%）でお貸しします。（詳細は10ページをご覧ください）

詳しくは、お住まいの市町村のひとり親福祉担当課へ

# お 金



お母さんやお父さん、お子さんを経済的な面でお手伝いするいろいろな制度があります。

## ♥ ♣ 児童扶養手当の支給

父または母と生計を同じくしていない児童（18歳になった日以後の最初の3月31日までの間にある児童、または20歳未満で一定の障がいがある児童）を扶養している母または父、もしくは母または父にかわってその児童を養育している方に支給されます。

ただし、次に該当する場合は、手当の一部または全部が支給されません。

- ① 本人または扶養義務者の所得が一定額以上ある場合
- ② 公的年金を受けられる場合 ※年金額が手当額を下回るときは、その差額分の手当が支給されます。
- ③ 特別な理由がないのに働いておらず、求職活動も行っていない場合
- ④ 認定請求や現況届において、虚偽の申請又は届出をした場合

### 手当月額（令和8年4月現在）

児童1人の場合 : 全部支給 48,050円、一部支給 48,040円～11,340円  
児童2人目以降1人につき : 全部支給 11,350円、一部支給 11,340円～5,680円

・所得制限限度額の収入等目安 全部支給（2人世帯）：190万円、一部支給（2人世帯）：385万円

詳しくは、お住まいの市町村のひとり親福祉担当課へ

## ♥ ♣ 児童手当の支給

高校生年代（18歳到達後の最初の年度末まで）の児童を養育している方に支給されます。

### 児童1人あたりの手当月額（令和8年4月現在）

< 0～3歳未満 >		< 3歳以上高校生年代 >	
第1子、第2子	15,000円	第1子、第2子	10,000円
第3子以降	30,000円	第3子以降	30,000円

詳しくは、お住まいの市町村の児童手当担当課へ

## ♥ ♣ 医療費の助成

所得税非課税で18歳以下の児童を扶養しているひとり親とその児童、又は両親のいない18歳以下の児童が医療機関などにおいて受診した際の自己負担額が助成されます。

詳しくは、お住まいの市町村の福祉医療担当課へ

## ♥ ♣ ◆ 各種年金の支給

次のような年金が受けられる場合があります。

### ◎ 遺族基礎年金

受給要件に該当する国民年金の被保険者、又は被保険者であった人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた子のある配偶者か子に支給されます。

※平成26年4月から「子のある夫」にも遺族基礎年金が支給されることになりました。

### ◎ 遺族厚生年金

厚生年金に加入している人の死亡など一定の条件に該当する人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた遺族に支給されます。

### ◎ 寡婦年金

国民年金の加入期間が25年以上（免除期間を含む）ある夫が死亡した場合に、死亡当時、夫によって生計を維持され、かつ婚姻関係が10年以上継続している妻に60歳から65歳に達するまで支給されます。ただし、夫が障がい基礎年金を受ける権利を持っていたときや、老齢基礎年金を支給されていたときは、支給されません。

詳しくは、お住まいの市町村の国民年金係または年金事務所へ

## ♥ ♣ ◆ 就学援助・奨学金

### 《高等学校等就学支援金の支給》

平成26年度以降入学の公立高校の生徒のうち、対象要件を満たす場合、県の認定を受けることで授業料の納付が不要になります。

詳しくは、在学中の学校へ

### 《私立高校等の授業料や入学金の減免》

お子さんが私立高等学校等に通う場合に、高等学校等就学支援金や県の授業料・入学金軽減補助が受けられる場合があります。

詳しくは、在学中の学校へ

### 《高等教育の修学支援新制度》

所得が一定の額に満たない家庭や子どもが3人以上いる家庭のお子さんが、制度対象校である大学・短期大学・高等専門学校・専門課程を置く専修学校に通う場合に、授業料等の減免や給付型奨学金の支給が受けられます。

詳しくは、在学中の学校へ

### 《奨学のための給付金》

平成26年度以降入学の高校生等の保護者等のうち、対象要件を満たす場合、授業料以外の負担軽減として給付が受けられます。（公・私立問わず）

詳しくは、在学中の学校へ

### 《就学援助費の支給》

義務教育課程で経済的理由により就学困難な児童生徒の就学にかかる経費の支給を行っています。

詳しくは、在学中の学校へ

### 《高校奨学金の貸与》

勉強意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高等学校の生徒を支援するために、奨学金の貸与を行っています。

詳しくは、在学中の学校へ

### 《日本学生支援機構奨学金》

経済的理由により修学が困難で成績が優れた大学生等に、貸与・給付されます。

詳しくは、在学中の学校へ

### 《交通遺児等貸付》

自動車事故により保護者が亡くなったり、重度の後遺障害を残すこととなった家庭（生活困窮家庭）の中学校卒業までのお子さんを対象に無利子で貸付を行っています。

詳しくは、自動車事故対策機構 山形支所へ

TEL 023-609-0500 [原則] 月～金 8:30～17:15]

### 《交通遺児等友の会》

交通遺児等の家族同士の交流を深めるために友の会を運営し、レクリエーション活動や写真コンテストなどを行っています。自動車事故により、保護者等が亡くなられたり、重い後遺障害が残った方の義務教育終了前の児童の方と同居されているご家族が入会することができ、会費等は一切不要です。

詳しくは、自動車事故対策機構 山形支所へ  
TEL 023-609-0500 [原則] 月～金 8:30～17:15]

### 《交通遺児育英会奨学金》

保護者等が道路上の交通事故で死亡したり、著しい後遺障害のため働けなくなった家庭の、高校生以上の生徒・学生に奨学金を無利子で貸与しています。(一部給付あり)

詳しくは、在学中の学校または交通遺児育英会へ  
TEL 0120-521-286 [月～金 9:00～17:30]

## ♥ ♣ ◆ 母子父子寡婦福祉資金の貸付

お子さんの進学やお母さん、お父さんの自立のための資金（修学資金、就学支度資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金など）を無利子または低利（1.0%）でお貸しします。（詳細は10、11ページをご覧ください）

詳しくは、お住まいの市町村のひとり親福祉担当課へ

## ♥ ♣ ◆ 生活保護

病気などのため、生活費や医療費などに困り、ほかに方法がないときに受けられます。

詳しくは、お住まいの市町村の福祉担当課または最寄りの総合支庁ひとり親福祉担当課へ

## ♥ ♣ ◆ 生活福祉資金

所得の少ない世帯、障がい者世帯に対して、無利子または低利（1.5%）で生活支援、就学支援、就労支援などのための資金をお貸しします。ただし、母子父子寡婦福祉資金を借りられる方は借りられません。

詳しくは、お近くの民生委員・児童委員またはお住まいの市町村社会福祉協議会へ

## ♥ ♣ ◆ 税の軽減（ひとり親控除）

母子家庭及び父子家庭の方は、申告により所得税、住民税の軽減措置が受けられる場合があります。

詳しくは、お住まいの市町村の税務課または税務署へ

## ♥ ♣ ◆ JR通勤定期券の割引

児童扶養手当を受けているひとり親の方、生活保護世帯の方がJRを利用して通勤している場合は通勤定期乗車券を3割引で購入できます。

詳しくは、お住まいの市町村の福祉担当課へ



# 母子父子寡婦福祉資金の概要

(令和8年4月1日から適用)

資金の種類別	貸付対象等				貸付限度額	据置期間	償還期間(以内)	利率		
	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	左記の者が 扶養する 児童、子	その他	対象となる資金						
母子 父子 寡婦	事業開始	○		母子・父子 福祉団体	事業(例えば洋服、軽飲食、文具 販売、菓子小売業等、母子・父子 福祉団体については政令で定める 事業)を開始するのに必要な設 備、什器、機械等の購入資金	3,720,000円 ● 共同で起業する場合は5,580,000円	1年	7年	★ 無利子	
	事業継続	○		母子・父子 福祉団体	現在営んでいる事業(母子・父子 福祉団体については政令で定める 事業)を継続するために必要な商 品、材料等を購入する運転資金	1,860,000円	6ヵ月	7年	★ 無利子	
	修学		○	父母のない 児童	高等学校、高等専門学校、短期大 学、大学、大学院又は専修学校に 就学させるための授業料、書籍 代、交通費等(大学等に就学させ る場合には、課外活動費、自宅外 通学において係る経費、保健衛生 費等を含む。)に必要な資金	別表のとおり ● 貸付期間は就学期間中 ● 高等学校、高等専門学校及び専修学校に就学する児童 が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したこと により児童扶養手当等の給付を受けることができなくな った場合、別表の額に児童扶養手当の額を加算した額	当該学校 卒業後 6ヵ月	10年※ 専修(一 般)は5年	無利子	
	技能取得	○			自ら事業を開始し又は会社等に就 職するために必要な知識技能を習 得するために必要な資金(例:訪 問介護員(ホームヘルパー)、 ワープロ、パソコン、栄養士等)	(月)68,000円の習得期間中5年以内 ● 自動車運転免許の習得は460,000円 ● 技能習得のために各種学校等に入学する場合等で入学 時や年度初めに必要となる額が貸付限度額の月額を超 える場合は816,000円	知識技能 習得期間 終了後 1年	10年※	★ 無利子	
	修業		○	父母のない 児童	事業を開始し又は就職するために 必要な知識技能を習得するために 必要な資金	(月)68,000円の習得期間中5年以内 ● 自動車運転免許の習得は460,000円 ● 修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達した日 以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当 等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額 に児童扶養手当の額を加算した額	知識技能 習得期間 終了後 1年	10年※	無利子	
	就職支度	○	○ (寡婦が扶 養する子 を除く)	父母のない 児童	就職するために直接必要な被服、 履物等及び通動用自動車等を購入 する資金	110,000円 (特別 340,000円) ● 特別貸付は自動車購入の場合	1年	6年	★(親) 無利子	
	医療介護	○	○ (医療のみ 該当) (寡婦が扶 養する子 を除く)		医療又は介護(当該医療又は介護 を受ける期間が1年以内と見込ま れる場合に限る)を受けるために 必要な資金	医 療 340,000円 (特別 510,000円) 介 護 500,000円	医療介護 期間終了 後6ヵ月	5年	★ 無利子	
	生 活	○ (3)は寡婦を 除く			右の(1)から(4)までの期間中の生 活を維持するのに必要な資金	(1)知識技能を習得している期間 (月)141,000円 ● 貸付期間は知識技能を習得している期間中5年以内 (2)医療又は介護を受けている期間 (月)118,000円 ● 貸付期間は医療又は介護を受けている期間中1年以内 (3)母子家庭又は父子家庭になったときから7年未満の期間 (月)118,000円 ● 貸付総額は2,832,000円を限度とする。 ● 養育費取得のための裁判費用については1,368,000円を 限度とする。 (4)失業している期間 (月)118,000円 ● 貸付期間は当該離職の日の翌日から1年以内 (月)児童扶養手当に準拠した額の範囲内 ● 貸付期間は児童扶養手当等の支給が開始されるまでの 期間中、原則3ヵ月の範囲内とし最長1年以内	技能習得 期間終了 後6ヵ月	10年※	★ 無利子	
		○ 寡婦を除く			児童扶養手当受給相当まで収入が 減少した者に対する資金	(月)児童扶養手当に準拠した額の範囲内 ● 貸付期間は児童扶養手当等の支給が開始されるまでの 期間中、原則3ヵ月の範囲内とし最長1年以内	貸付期間 満了後 6ヵ月	10年		
	住 宅	○			住宅を建設し、購入し、補修し、 保全し、改築し、又は増築するの に必要な資金	1,500,000円 (特別 2,000,000円)	6ヵ月	6年 (7年)	★ 無利子	
	転 宅	○			住宅を移転するため住宅の貸借に 際し必要な資金	260,000円	6ヵ月	3年	★ 無利子	
	就学支度		○	父母のない 児童	就学、修業するために直接に必要な 被服等の購入に必要な資金及び 大学等受験料	学校区分		修学又は 修業終了 後6ヵ月	10年※ 修業施 設・専修 (一般) は5年	無利子
						小学校	91,600円			
						中学校	101,000円			
高校・ 専修(一般、高等)						150,000円	160,000円			
私立の 高校・専修(高等)						410,000円	420,000円			
公立の大学・短大・ 大学院・高専・専修 (専門又は専攻科)						420,000円	430,000円			
私立の大学・短大・ 大学院・高専・専修 (専門又は専攻科)						580,000円	590,000円			
修業施設(中卒者)						150,000円	160,000円			
修業施設(高卒者)	272,000円	282,000円								
結 婚	○			母子家庭の母又は父子家庭の父が 扶養する児童及び寡婦が扶養する 20歳以上の子の婚姻に際し必要 な資金	340,000円	6ヵ月	5年	★ 無利子		

<注>

- 1 原則として連帯保証人が必要
- 2 “据置期間”…特記なき資金について貸付日(期間)から
- 3 “償還期間”…据置期間経過後。※(修学資金、技能習得資金、就業資金、生活資金(技能習得)、就学支度資金)は原則10年以内の償還だが、やむをえない場合は20年以内まで償還期間を延長できる
- 4 ★は保証人を立てた場合は無利子。立てない場合は年1.0%の利子が発生する
- 5 支払期日まで納入されない場合、元利金につき年3.0%の違約金が徴収される
- 6 大学等修学支援法第4条第1項の規定による入学金の減免を受けた場合、その相当額について、当該減免を受けた日から6ヵ月以内の償還義務あり。

## 修学資金貸付限度額（月額）一覧表

単位：円（令和8年4月1日から適用）

学校等種別		学年別	1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校（高等課程）	国公立	自宅通学のとき	27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学のとき	34,500	34,500	34,500		
	私立	自宅通学のとき	45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学のとき	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自宅通学のとき	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学のとき	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅通学のとき	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		自宅外通学のとき	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
専修学校（専門課程又は専攻科）	国公立	自宅通学のとき	67,500	67,500	67,500	67,500	
		自宅外通学のとき	78,000	78,000	78,000	78,000	
	私立	自宅通学のとき	89,000	89,000	89,000	89,000	
		自宅外通学のとき	126,500	126,500	126,500	126,500	
短期大学	国公立	自宅通学のとき	67,500	67,500			
		自宅外通学のとき	96,500	96,500			
	私立	自宅通学のとき	93,500	93,500			
		自宅外通学のとき	131,000	131,000			
大学	国公立	自宅通学のとき	71,000	71,000	71,000	71,000	
		自宅外通学のとき	108,500	108,500	108,500	108,500	
	私立	自宅通学のとき	108,500	108,500	108,500	108,500	
		自宅外通学のとき	146,000	146,000	146,000	146,000	
大学院（修士・博士前期課程）		132,000	132,000				
大学院（博士後期課程）		183,000	183,000	183,000			
専修学校（一般課程）		55,500	55,500				

※母子修学資金、父子修学資金及び寡婦修学資金共通

※扶養者の前年所得が682万円を超える場合、限度額は本表と異なる。

以下のような場合は貸付を受けることができません

- 経済的に自立していると認められる方
- 本資金の償還計画額と自動車ローン及び各種クレジット等の他債務の1ヶ月当たりの返済額（半年賦、年賦のものは月賦に換算）の合計が、申請時の月収の20%を超えることになる方
- 各種租税及び公共料金等を滞納している方
- 過去に自己破産をしている方、又は自己破産手続き中、債務整理中の方
- 償還が見込まれないと判断される方



# 住 ま い

住まいをお探しのひとり親家庭のお父さん・お母さんに次のような制度があります。

## ♥ ♣ 県営住宅

募集戸数よりも上回って応募があり、公開抽選で入居者を決定する際に、ひとり親家庭については当選確率を2倍としています。

詳しくは、

- ・山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町、寒河江市、河北町、大江町、村山市、東根市、尾花沢市、大石田町の県営住宅を希望される方  
山形県すまい・まちづくり公社 村山地域管理事務所  
山形市城南町一丁目1-1 霞城セントラル22F  
(TEL 023-647-0781) [月～金 9:00～16:30]
- ・新庄市の県営住宅を希望される方  
山形県すまい・まちづくり公社 最上地域管理事務所  
新庄市金沢字大道上2034 最上総合支庁本庁舎4F  
(TEL 0233-23-3116) [月～金 9:00～16:30]
- ・米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町の県営住宅を希望される方  
山形県すまい・まちづくり公社 置賜地域管理事務所  
米沢市金池七丁目1-50 置賜総合支庁本庁舎5F  
(TEL 0238-24-2332) [月～金 9:00～16:30]
- ・鶴岡市、酒田市、庄内町、遊佐町の県営住宅を希望される方  
山形県すまい・まちづくり公社 庄内地域管理事務所  
東田川郡三川町大字横山字袖東19-1 庄内総合支庁3F  
(TEL 0235-66-3210) [月～金 9:00～16:30]

## ♥ ♣ ◆ 市町村営住宅

ひとり親家庭の入居を優先的に取り扱っている場合があります。

詳しくは、各市町村の担当課へ

## ♥ 母子生活支援施設

18歳未満の子どもを養育している母子家庭のお母さんが、様々な事情から環境面・生活面などの支援が必要な場合、お子さんと一緒に入居して、自立に向けた日常生活や就労の支援・子育て支援などを受けることができます。

詳しくは、町村にお住まいの方は最寄りの県総合支庁ひとり親福祉担当課へ  
市にお住まいの方は市のひとり親福祉担当課へ

# そ の 他

## ♥ ◆ 母子会

同じ立場の母子家庭や寡婦の皆さんが集まり、互いに助け合い励まし合いながら、親睦と生活の向上を図るための自主的な団体です。県内各地域で組織されており、母子家庭や寡婦の皆さんに必要な情報の提供や、お母さん同士の交流の場を提供しています。

母子会への入会を希望される方は、お住まいの地域の母子会又は県母子寡婦福祉連合会にご連絡ください。また、お住まいの地域に母子会が組織されていない場合は、山形県広域母子会への入会をご案内いたします。

詳しくは、(一財)山形県母子寡婦福祉連合会(山形市小白川町2-3-31)へ  
TEL 023-633-0962 [月~金 8:30~17:15]

## ♥ シングルマザーの会

シングルマザーの会(シンシンの会~シングルのママが安シンして集える会~)を毎月開き、見守り託児付きの講座や親子あそび、フリートーク会などで交流し情報交換をしています。大人だけでも参加できますので、お気軽にご参加ください。事前予約で個別の相談もできます。開催日時や場所など、詳しくはお問い合わせください。

詳しくは、認定NPO法人やまがた育児サークルランド(山形市)へ  
TEL 023-615-1930(子育てランドあ~べ)

各制度等の利用には要件がありますので、  
まずはお問い合わせください

## 問合せ先一覧

### 【ハローワーク(公共職業安定所)等】

(※)◎はマザーズコーナーが設置されています。

ハローワークやまがた	023-684-1521	◎ハローワーク鶴岡	0235-25-2501
◎ハローワークプラザやまがた	023-646-7360	ハローワーク新庄	0233-22-8609
ハローワークやまがた天童ワークプラザ	023-654-5848	ハローワーク長井	0238-84-8609
◎ハローワーク米沢	0238-22-8155	ハローワーク村山	0237-55-8609
ハローワーク酒田	0234-27-3111	ハローワーク寒河江	0237-86-4221
◎ハローワークプラザさかた	0234-24-6611		

◎マザーズジョブサポート山形(山形市)コンシェルジュ 023-665-5915/マザーズコーナー 023-646-7360

◎マザーズジョブサポート庄内(酒田市)コンシェルジュ 0234-28-8061/マザーズコーナー 0234-24-6611

### 【県総合支庁ひとり親福祉担当課一覧】

名称	住所	電話番号	e-mail
村山総合支庁 子ども家庭支援課	山形市十日町一丁目6-6	023-621-8178	ymurayamakodomo@pref.yamagata.jp
村山総合支庁 生活福祉課	寒河江市大字西根字石川西355	0237-86-8212	ymurayamaseifukushi@pref.yamagata.jp
最上総合支庁 子ども家庭支援課	新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1245	ymogamikodomo@pref.yamagata.jp
置賜総合支庁 子ども家庭支援課	米沢市金池七丁目1-50	0238-26-6027	yokitamakodomo@pref.yamagata.jp
庄内総合支庁 子ども家庭支援課	三川町大字横山字袖東19-1	0235-66-5457	yshonaiikodomo@pref.yamagata.jp

## 【市町村ひとり親福祉担当課一覧】

名 称	住 所	電話番号	e-mail
山形市 こども家庭支援課 ひとり親支援係	山形市旅籠町二丁目 3-25	023-641-1212	kodomofukushi@city.yamagata-yamagata.lg.jp
寒河江市 子育て推進課 家庭支援係	寒河江市中央二丁目 2-1	0237-85-0617	kosodate@city.sagae.yamagata.jp
上市市 こども子育て課 母子保健係	上市市河崎一丁目 1-10	023-672-1111	boshi-jidou@city.kaminoyama.lg.jp
村山市 子育て支援課 家庭支援係	村山市中央一丁目 3-6	0237-55-2111	kosodate@city.murayama.lg.jp
天童市 子育て支援課 こども企画係	天童市老野森一丁目 1-1	023-654-1111	jidoukatei@city.tendo.yamagata.jp
東根市 こども家庭課 こども家庭支援係	東根市中央一丁目 5-1	0237-43-1155	kodomo@city.higashine.yamagata.jp
尾花沢市 福祉課 こども家庭支援係	尾花沢市若葉町一丁目 2-3	0237-22-1111	kosodate@city.obanazawa.lg.jp
山辺町 保健福祉課 子育て支援係	山辺町緑ヶ丘 5	023-667-1107	hoken@town.yamanobe.yamagata.jp
中山町 健康福祉課 子育て支援グループ	中山町大字柳沢 2336-1	023-662-2705	kosodate@town.nakayama.yamagata.jp
河北町 こどもみらい課 子育て支援係	河北町谷地戊 81	0237-73-2111	jidou@town.yamagata-kahoku.lg.jp
西川町 健康福祉課 健康推進係	西川町大字海味 543-8	0237-74-5057	kenko@town.nishikawa.yamagata.jp
朝日町 健康福祉課 こども家庭センター	朝日町大字宮宿 1115	0237-84-7755	kosodateshien@town.asahi.yamagata.jp
大江町 健康福祉課 子育て推進室 子育て推進係	大江町大字左沢 882-1	0237-84-6157	kosodate@town.oe.yamagata.jp
大石田町 保健福祉課 子育て支援グループ	大石田町緑町 1	0237-35-2111	jidou@town.oishida.lg.jp
新庄市 子育て推進課 子育て企画係	新庄市沖の町 10-37	0233-29-5811	kosodate@city.shinjo.yamagata.jp
金山町 健康福祉課 子育て支援室	金山町大字金山 324-1	0233-29-5622	kosodate@town.kaneyama.yamagata.jp
最上町 こども支援課 こども家庭支援室	最上町大字向町 644	0233-43-2111	kodomoshien@town.mogami.lg.jp
舟形町 健康福祉課 福祉係	舟形町舟形 263	0233-32-0655	fukushi@town.funagata.yamagata.jp
真室川町 福祉課 福祉係	真室川町大字新町 469-1	0233-62-3436	fukushi@town.mamurogawa.yamagata.jp
大蔵村 健康福祉課 福祉係	大蔵村大字清水 2528	0233-75-2104	fukushi@vill.ohkura.yamagata.jp
鮭川村 健康福祉課 福祉係	鮭川村大字佐渡 2003-7	0233-55-2111	fukushi@vill.sakegawa.yamagata.jp
戸沢村 健康福祉課 福祉係	戸沢村大字古口 270	0233-72-2111	fukushi@vill.tozawa.lg.jp
米沢市 こども家庭課 家庭支援担当	米沢市西大通 1-5-60	0238-27-7550	katei-ka@city.yonezawa.lg.jp
長井市 子育て推進課 子ども家庭係	長井市栄町 1-1	0238-82-8014	kosodate@city.nagai.yamagata.jp
南陽市 すこやか子育て課 子ども家庭係	南陽市三間通 436-1	0238-40-3211	sukoyaka@city.nanyo.yamagata.jp
高畠町 健康子育て課 子育て支援係	高畠町大字高畠 436	0238-52-2864	kenko@town.takahata.yamagata.jp
川西町 健康子育て課 子育て係	川西町大字上小松 977-1	0238-42-6671	kosodatesien@town.kawanishi.yamagata.jp
小国町 健康福祉課 福祉担当	小国町大字あけぼの 1-1	0238-61-1000	kenkou@town.oguni.yamagata.jp
白鷹町 健康福祉課 こども家庭センター係	白鷹町大字荒砥甲 488	0238-86-0212	kenfuku2@so.town.shirataka.yamagata.jp
飯豊町 健康福祉課 子ども家庭健康室	飯豊町大字樺 3654-1	0238-86-2338	i-kenkou@town.iide.yamagata.jp
鶴岡市 子育て推進課 こども家庭センター （「にこ♥ふる」内）	鶴岡市泉町 5-30	0235-26-7043	kodomokatei@city.tsuruoka.lg.jp
酒田市 こども未来課 子育て支援係	酒田市本町二丁目 2-45	0234-26-5734	mirai@city.sakata.lg.jp
三川町 健康福祉課 子育て支援室 家庭支援係	三川町大字横山字西田 85	0235-35-1707	kateishien@town.mikawa.yamagata.jp
庄内町 子育て応援課 子育て支援係	庄内町余目字町 132-1	0234-42-0195	kosodate@town.shonai.yamagata.jp
遊佐町 健康福祉課 子育て支援係	遊佐町遊佐字舞鶴 202	0234-72-5897	kosodate@town.yuza.lg.jp

令和8年7月発行 山形県しあわせ子育て応援部こども家庭・母子保健課  
〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号 (TEL: 023-630-2263)